
日本の金融市場のさらなる振興への政策

～金融・資本市場の活性化に向けた取組～



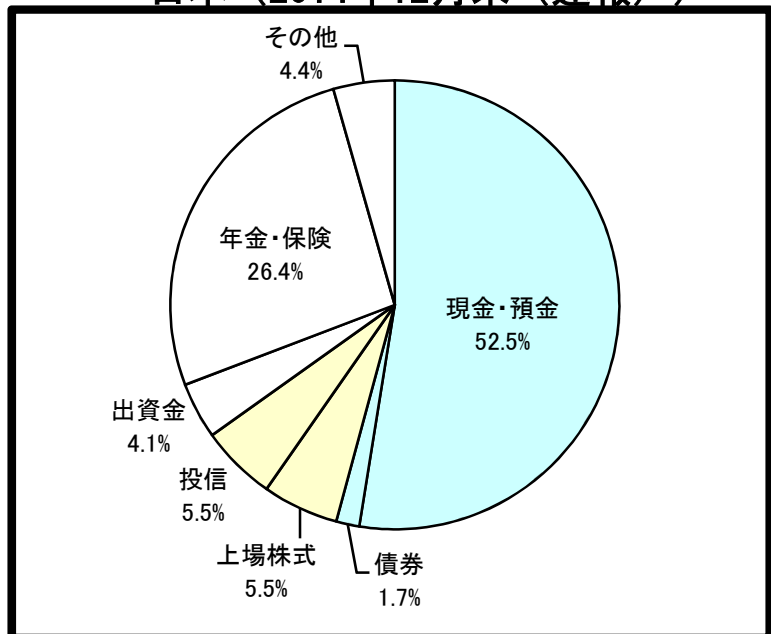
平成27年5月13日
内閣府大臣政務官
越智 隆雄

目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

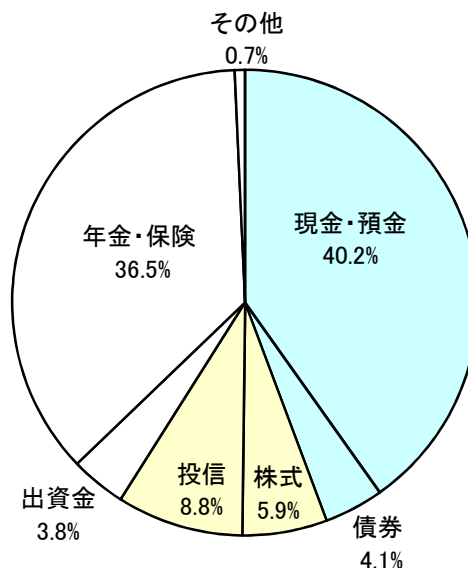
各国における家計等の金融資産の構成比

日本 (2014年12月末 (速報))



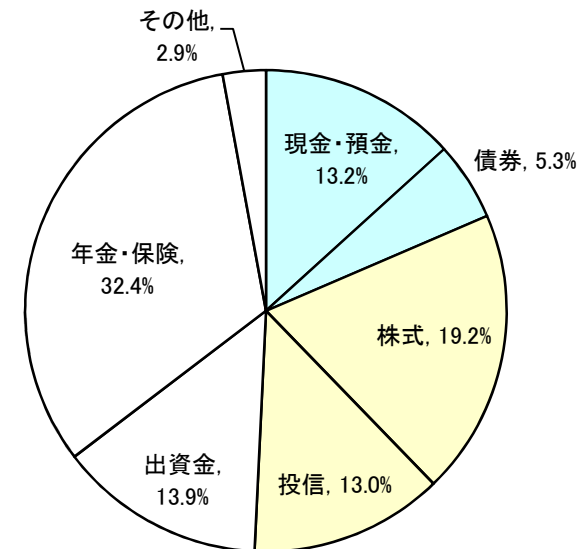
(合計1,694.3兆円)

ドイツ (2014年3月末)



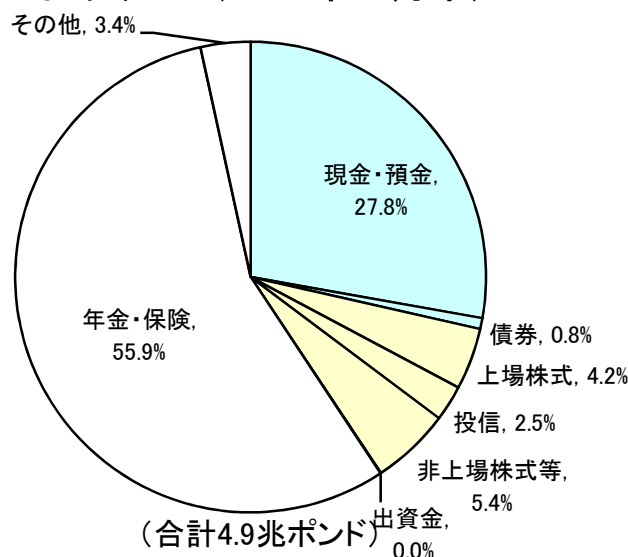
(合計5.2兆ユーロ)

米国 (2014年3月末)



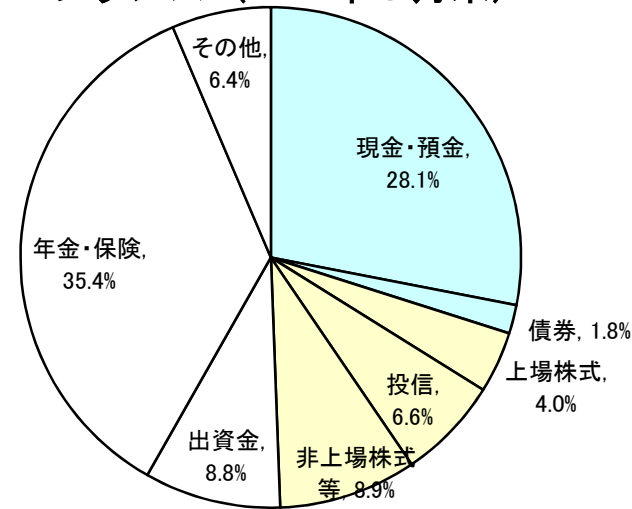
(合計65.8兆ドル)

イギリス (2014年3月末)



(合計4.9兆ポンド)

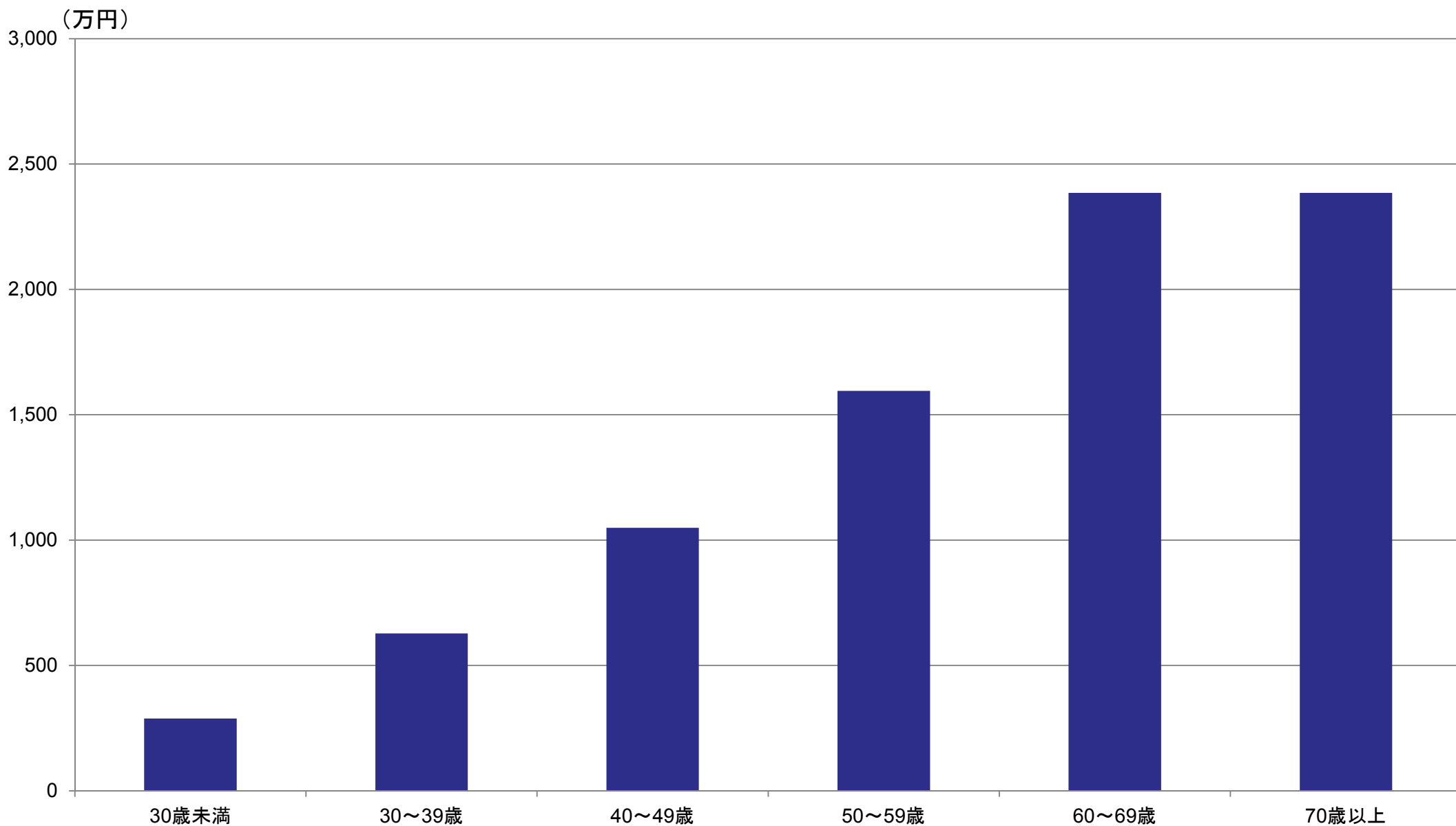
フランス (2014年3月末)



(合計4.7兆ユーロ)

(注) 日本は「家計」をベースとした値。ドイツ、米国、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値。なお、日本のみ2014年12月末まで更新。
 (資料) 日本:日本銀行「資金循環統計」、ドイツ:Deutsche Bundesbank "Financial Accounts for Germany"、米国:Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、
 イギリス:Office for National Statistics "United Kingdom Economic Accounts"、フランス:Banque de France "Quarterly financial accounts France"

日本の世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高



※2013年平均
2人以上世帯

貯蓄現在高とは「郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金, 生命保険の掛金, 株式・債券・投資信託・金銭信託などの有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計現在高。なお, 貯蓄は世帯全体のものであり, 世帯主の貯蓄だけでなく, その家族の分も含む。また, 個人営業世帯などの貯蓄には家計用と区分ができない事業用も含まれる。」

(出所)総務省「家計調査」

「国内非金融部門の資金調達」と「金融仲介機関の資産構成の内訳」

国内非金融部門の資金調達(国内市場経由)

	2003FY	2006FY	2009FY	2012FY
間接金融(金融機関経由)	86.6%	82.7%	82.8%	83.3%
うち貸出以外【A】 (いわゆる市場型間接金融)	34.7%	32.7%	35.6%	39.0%
うち公共債【B】	30.5%	28.4%	31.3%	35.4%
【A】－【B】	4.2%	4.2%	4.3%	3.7%
直接金融	13.4%	17.3%	17.2%	16.7%

(注)ストックベース。一般政府部門を含む。

(出所)日本銀行「非金融部門の資金調達内訳表」

金融仲介機関の資産構成の内訳

	日本	米国	ユーロ圏
貸出	39%	29%	29%
株式・出資金、債券、投資信託受益証券	33%	50%	47%
うち預金取扱金融機関以外の保有分 (＝保険・年金基金、証券投資信託等による保有分)	17%	45%	35%
うち債券以外(株式・出資金、投資信託受益証券)	5%	27%	22%
その他(現金・預金等)	28%	21%	24%

(注)日米は2014年12月末、ユーロ圏は2014年9月末。

(出所)日本銀行「資金循環の日米欧比較」

- 「成長戦略の当面の実行方針」(平成25年10月1日日本経済再生本部決定)を踏まえ、「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催。
 - ⇒ 平成25年11月11日より数回の議論を行い、12月13日、「金融・資本市場活性化に向けての提言」(第1次提言)を取りまとめ。
 - ⇒ 平成26年にも、フォローアップや、更なる施策についての議論を深めるため、会合を開催し、6月12日、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(第2次提言)を取りまとめ。

[参考] 成長戦略の当面の実行方針 (平成25年10月1日日本経済再生本部決定)

2. 民間投資・産業新陳代謝の促進

企業の経営資源を将来に向けた投資へと振り向けるため(3年間で70兆円水準の民間投資額)、産業競争力強化法案や会社法改正案を中心とした事業環境整備とともに、税制・予算措置・金融支援・制度改革等のあらゆる施策を総動員する。

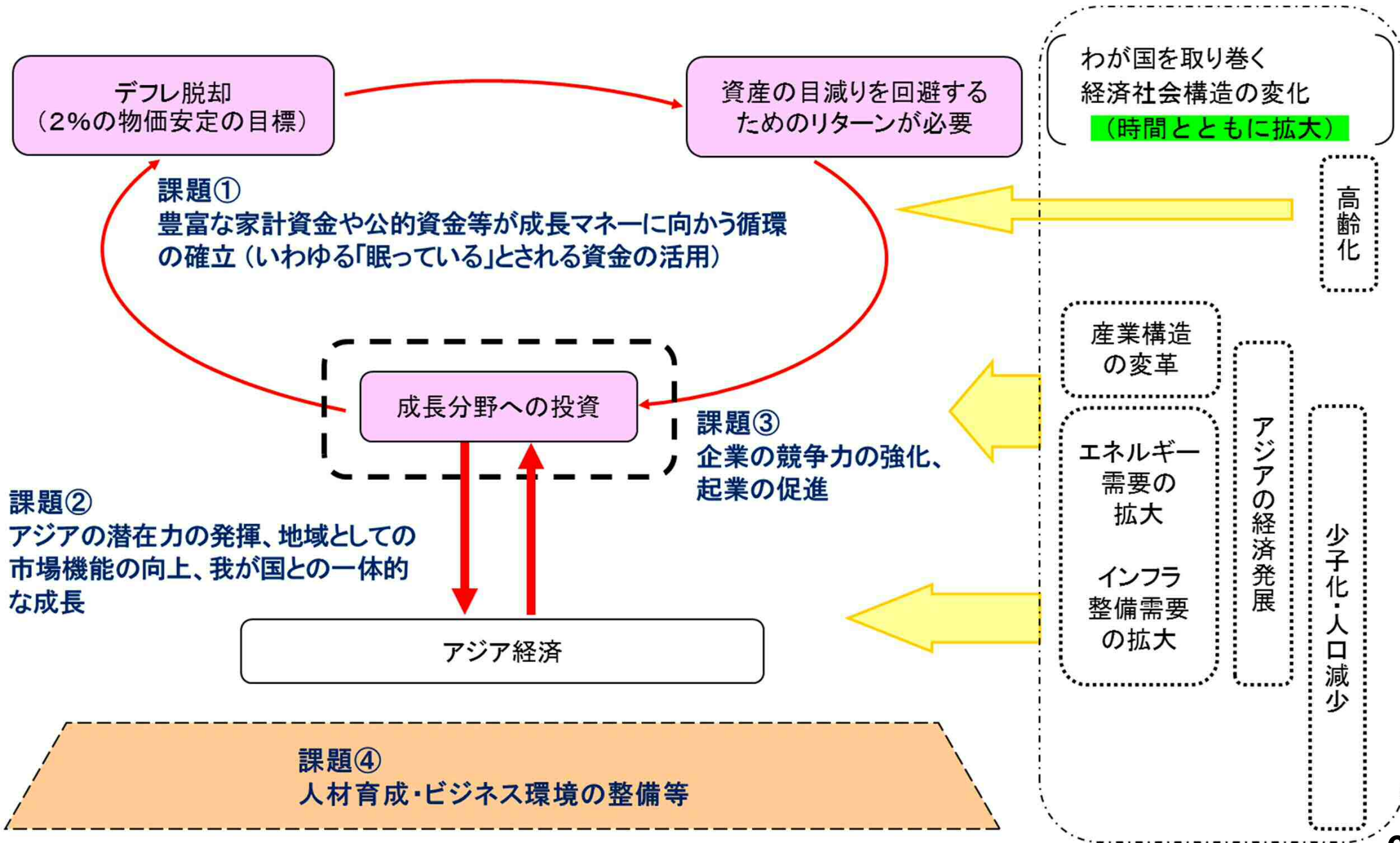
○金融・資本市場の活性化

- ・ 家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策や、アジアの潜在力の発揮とその取り込みを支援する施策について、年内に取りまとめを行う。

【メンバー(五十音順、敬称略)】

伊藤 隆敏	コロンビア大学教授 政策研究大学院大学教授	斉藤 惇	(株)日本取引所グループ取締役兼 代表執行役グループCEO
岩間 陽一郎	日本投資顧問業協会会長	三村 明夫	新日鐵住金(株)相談役名誉会長 日本商工会議所会頭
奥 正之	(株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長	吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長 慶應義塾大学名誉教授
小島 順彦	三菱商事(株)取締役会長		
(事務局)		(オブザーバー)	
金融庁、財務省		日本銀行	

金融・資本市場の活性化に向けた4つの課題



金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（25年12月提言、26年6月提言）

【2020年に想定する姿】

家計資金や公的年金等が成長マネーに向かう循環の確立

- 個々人がライフサイクルに応じてリスク資産をも適切に組み込んだ資産形成を行う社会
- 東京市場がアジアNO1市場としての地位を確立

アジアとともに成長する我が国金融・資本市場

- アジア各国における本邦企業の円滑な現地通貨建て資金調達・貸出・資金管理等の実現
- アジア地域におけるクロスボーダーでの資金・証券の取引・決済の市場やシステムの確立
- 東京市場が国際金融センターとして、アジア企業への資金供給の場、多通貨取引のハブ、内外のインフラファイナンスの場として等、高い金融仲介機能を発揮

グローバルで成長性ある企業群

- 新産業・新規企業が活発に勃興し成長する活力ある企業社会の実現
- 投資対象として魅力的で真にグローバルな企業が成長・繁栄
 - ・ 高い成長力を有する部門への経営資源集中
 - ・ 投資のリターンを意識した経営
 - ・ 適切な企業統治

質・量ともに十分な国際的人材の育成・確保

- 高度人材の育成・確保や、我が国金融・資本市場を取り巻く各般のビジネス環境・生活環境の充実等、「社会的土台」を含む改革の実現

更なる施策等の検討・実行

- 私的年金については、年金制度全体の在り方の検討に即した見直し
- 資産運用ビジネスの発展促進及び中長期的な資産形成に資する投資商品の提供促進

- ・ 東京市場が、円・ドル・人民元等のクロスカレンシー取引のハブとなるための取組み
- ・ アジアにおける資金調達・貸出等の一層の円滑化
- ・ 東京市場における国内外のインフラファンドの組成・上場の促進等

- ・ グローバル企業の収益性や株主還元に対する意識変革、売上高利益率やROEなどの向上のための更なる施策

- ・ 人材の国際的なコミュニケーション能力やマネジメント能力の向上への取組
- ・ 高度金融人材にとってビジネスや生活をしやすい環境の整備
- ・ 金融経済教育の推進

【今回の提言事項】

受託者の意識改革等を通じた投資運用業の強化に向けた幅広い施策を検討

グローバルな通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラの整備・活用
(グローバルベースでの効率的な資金・証券管理等の実現、クロスボーダー債券決済インフラの構築に向けた取組の推進等)

より良いコーポレート・ガバナンスの推進に向けての環境整備(コーポレートガバナンス・コードの検討等)

官民の様々な取組を活用した金融分野におけるグローバル人材の裾野を広げるための方策の検討

投資信託を通じた資産形成の促進
ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品の提供に向けた施策(NISAの一層の浸透、運用態勢やパフォーマンスの透明性向上、手数料等に関する説明の充実、運用状況の情報開示の改善等)

国内決済や企業間決済の高度化

事業再生手続の円滑化に向けた私的整理の在り方の見直し

海外のオピニオン・リーダーへの正確な情報提供、国際的影響力のあるオピニオン・リーダーの育成

イスラム金融の普及に向けての環境整備

監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みの促進

上場インフラファンド市場の早期創設、ヘルスケアリートの上場推進、普及・啓発

国際的素養を備えた公認会計士等の専門人材の育成
専門人材の海外進出やネットワーク形成の促進

JBICによる新「海外展開支援融資ファシリティ」の創設

ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ

【昨年の提言事項への取組】

国民のライフサイクルに応じた資産形成の支援 (NISAの普及促進等)

アジア各国の発展状況に応じた金融インフラ整備支援 (アジア金融連携センターの設立等)

リスクマネー供給のための各種施策(クラウドファンディングの拡充、新規上場時の負担軽減等)

金融経済教育の充実

GPIF等の改革 (運用やガバナンスの見直し)

アジアにおける資金調達の円滑化 (グループ内企業の貸付規制緩和、JICAによる現地通貨建ての海外投融資等)

企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組 (成長性に着目したマーケット指標の導入、ステュワードシップコードの導入、社外取締役の導入促進等)

英語による金融行政窓口設置

インフラファイナンス市場の整備 (東証による上場インフラファンド市場の創設等)

東京市場の機能強化 (東京プロボンド市場の活性化、JBICによるサムライ債保証対象拡大等)

金融関係法令・ガイドライン等の英語化の推進

金融関係法令・ガイドライン等の英語化の推進

日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

◆ 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

- 東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

◆ 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- 証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。
- 英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。
- 本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。
- 上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。
- 総合取引所を可及的速やかに実現する。

◆ 資金決済高度化等

- 即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた取組を促す。

◆ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- NISAの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。
- 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進める。
- 受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を行い、本年中に結論を得る。

日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

◆ IFRSの任意適用企業の拡大促進

- IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。
- IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」を作成・公表する。

◆ 企業の競争力強化に向けた取組

- JPX日経インデックス400について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組を促す。
- 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する。

日本産業再興プラン 地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

◆ 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

- 金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。
- 地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

(※)参考

中短期工程表において、アジアの金融インフラ整備支援について、二国間協議等に基づく新規支援プロジェクトを推進するとともに、アジア金融連携センター等を活用し、各国金融当局との連携強化・地域全体の市場機能の向上を図り、我が国市場との連携による活性化を推進することとされている。

目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

NISA(少額非課税投資制度)

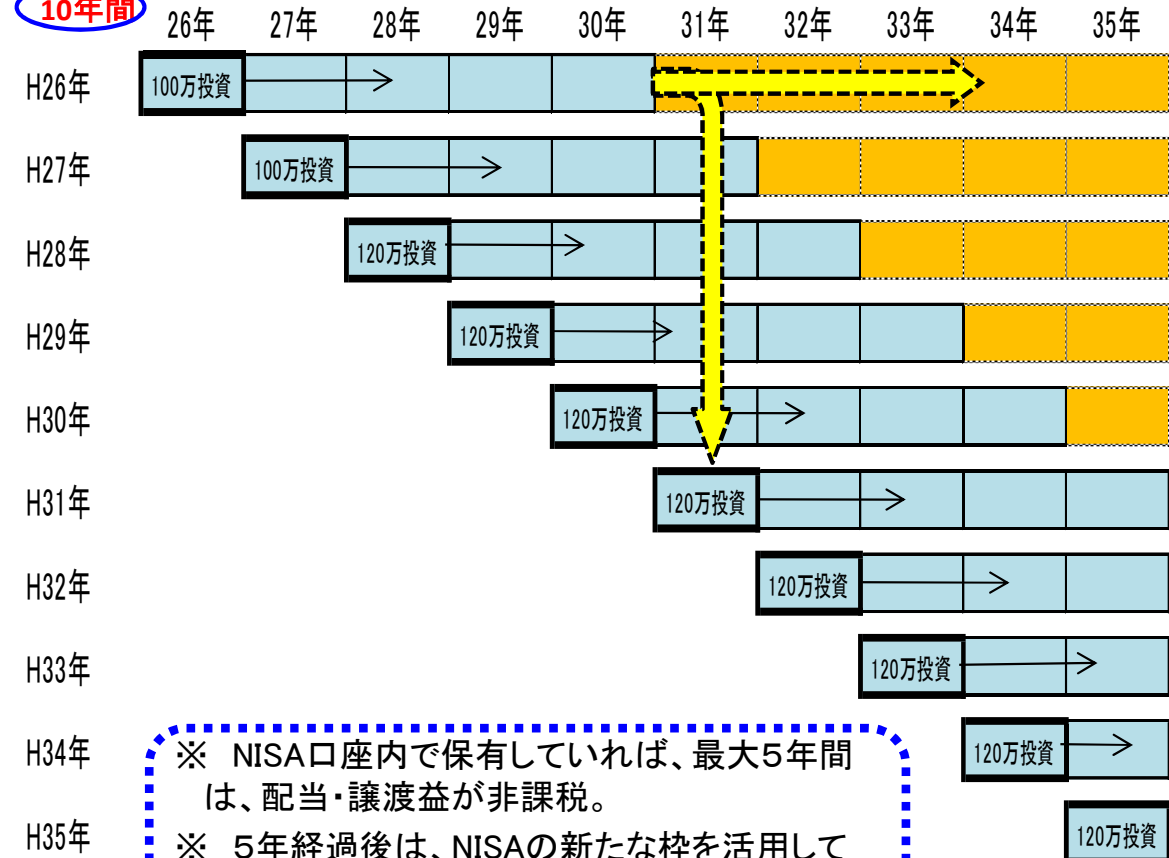
【趣旨】

「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立

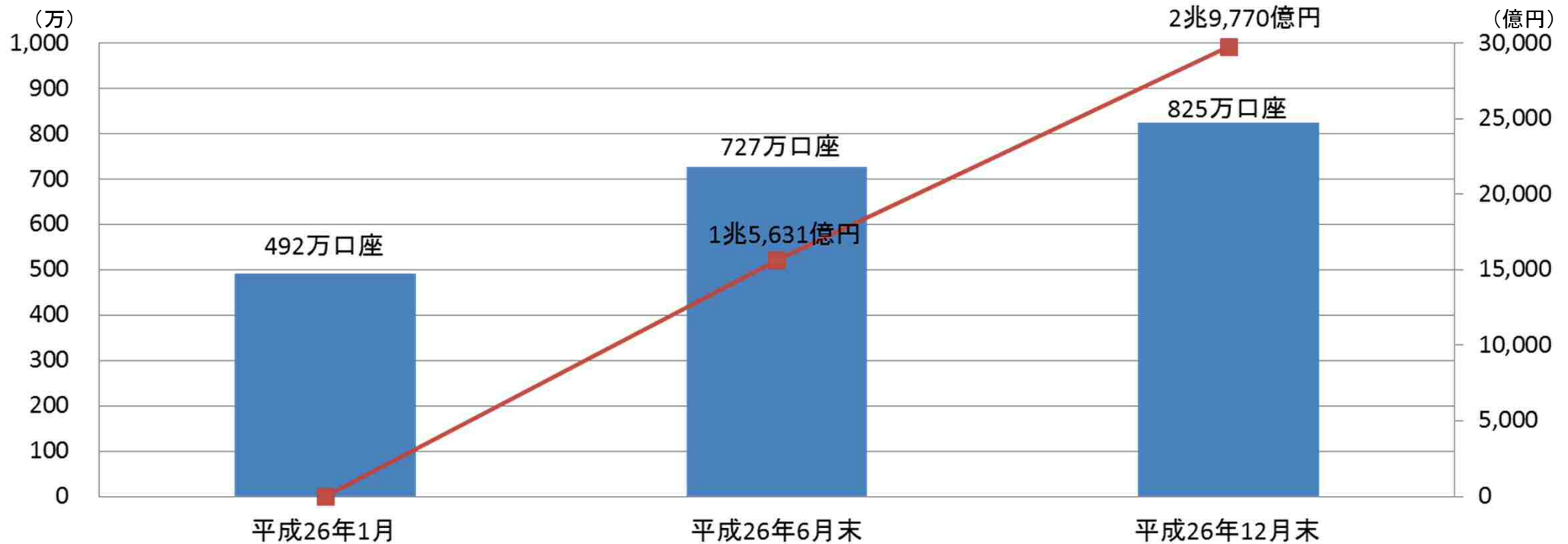
項目	内容
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限 (ロールオーバー可) ※ 平成28年より120万円
投資可能期間	10年間 (H26年～H35年)
非課税期間	最長5年間
損益通算	特定口座等で生じた配当・ 譲渡益との損益通算は不可

H26年から

10年間



NISA口座の開設・利用状況



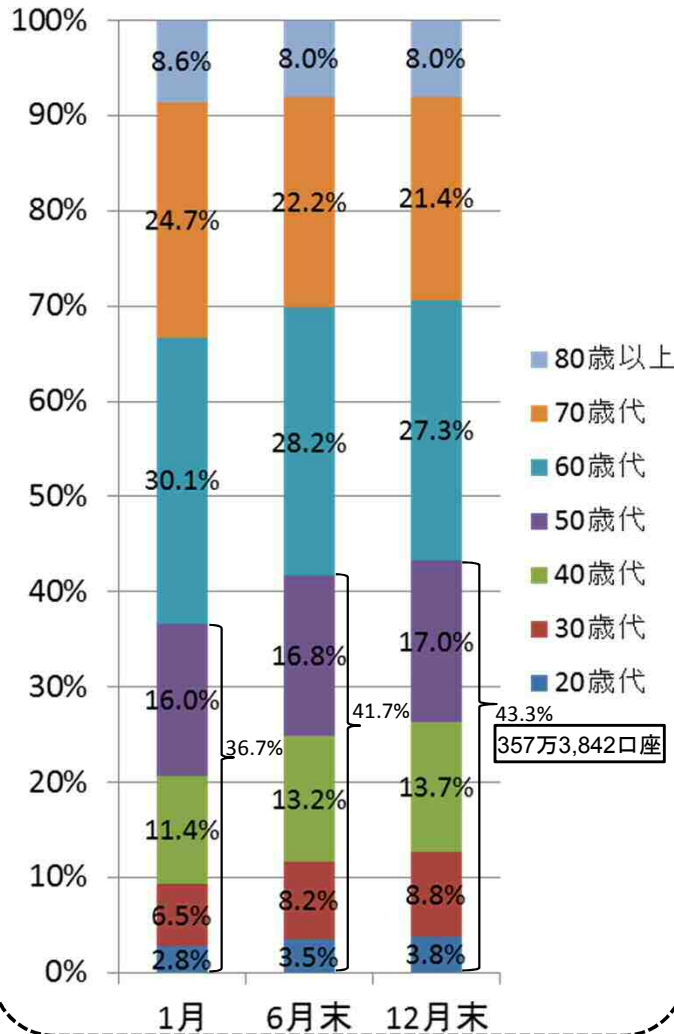
- NISA総口座数は、825万3,799口座（12月末時点）
 - 平成26年1月時点の約492万口座から、1年で約333万口座、67.6%増
- NISA総買付額は、2兆9,769億6,913万円（12月末時点）
 - 平成26年6月30日時点の約1兆5,631億円から、6ヶ月で約1兆4,138億円、90.5%増
 - 商品別内訳は、

上場株式	9,705億4,972万円	(32.6%)
投資信託	1兆9,439億8,383万円	(65.3%)
ETF	343億3,191万円	(1.2%)
REIT	281億368万円	(0.9%)

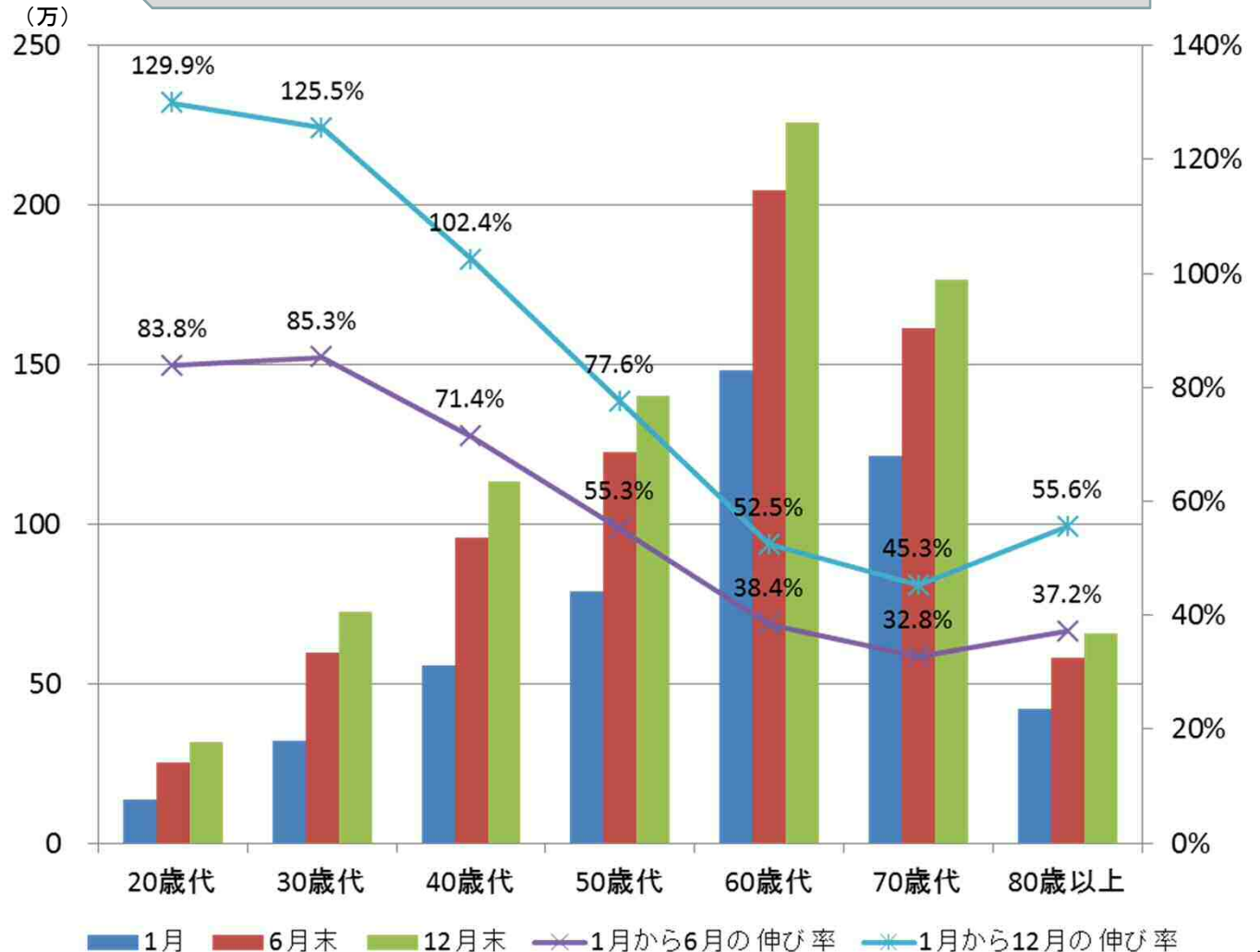
年代別口座数の推移（平成26年12月31日現在）

- NISA口座数のうち20～50歳代の口座開設者比率は徐々に高まっている。
- 口座開設数の伸び率を見ると、高齢者層に比べて若年層の伸び率が大きく、20～40歳代の口座数は一年で倍増している。

年代別口座開設者比率の推移



年代別口座開設者の1月・6月末時点からの増加率の比較



【税制改正の概要】

① ジュニアNISAの創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする(年間投資上限額:80万円)

② NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

③ NISAの利便性向上

・ NISA口座開設手続の簡素化

- マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う

・ NISA口座開設手続の迅速化

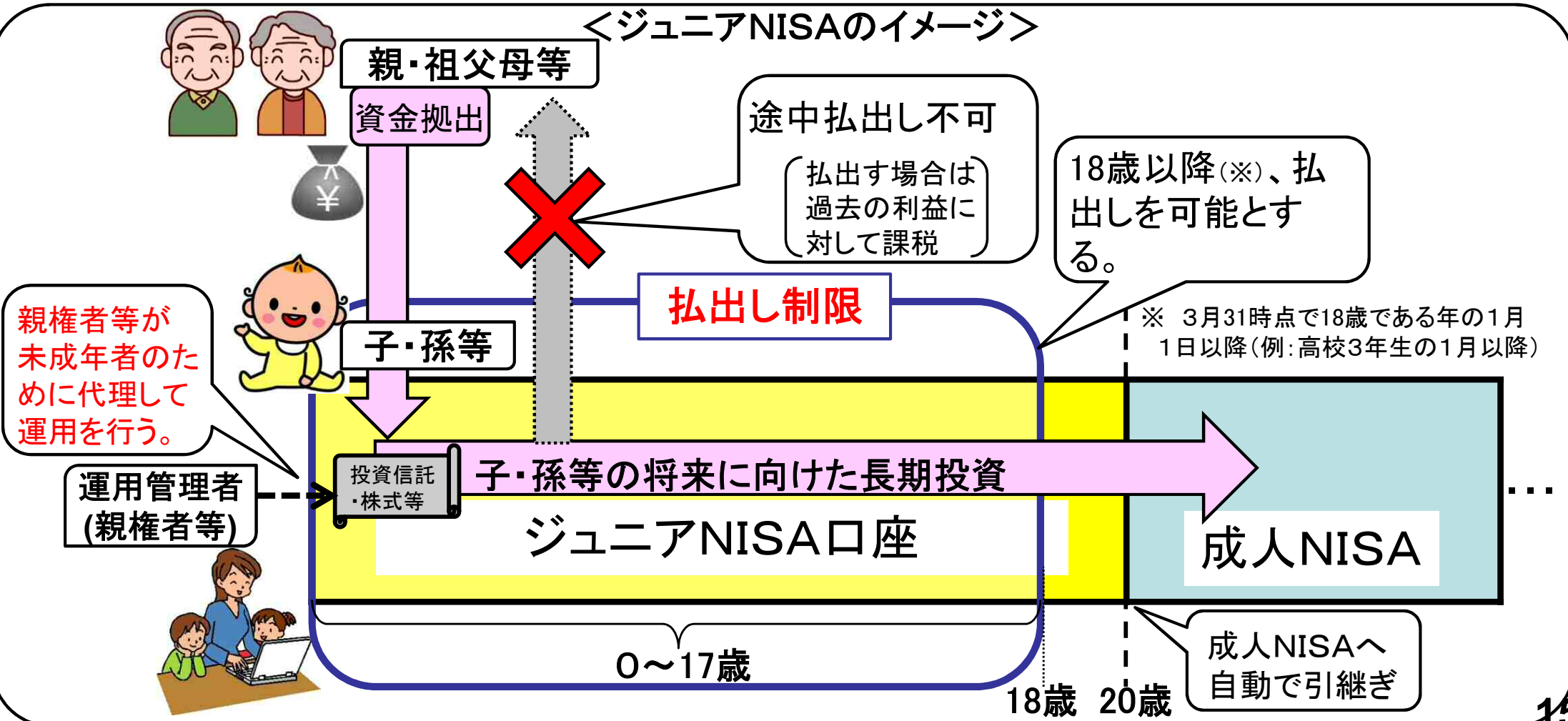
- 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる(金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する)

ジュニアNISAの創設①

【問題点】 現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

【税制改正の概要】 ジュニアNISAの創設

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする



ジュニアNISAの創設②

【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

- 【期待される効果】
- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
 - ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
 - ③ 長期投資の促進

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等 (※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで (※終了時期は成人NISAに準ずる) ※ 平成35年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	投資した年から最長5年間 (※成人NISAに準ずる)
口座開設手続	マイナンバーを提出して口座開設手続を行う(住民票の提出不要)
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」 (平成25年6月14日閣議決定) (抄)

三. 国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

○アジアの金融インフラ整備支援

- ・ 中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する。

※ 平成25年度の日本再興戦略は平成26年度版の閣議決定以降も引き続き有効となる。

「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

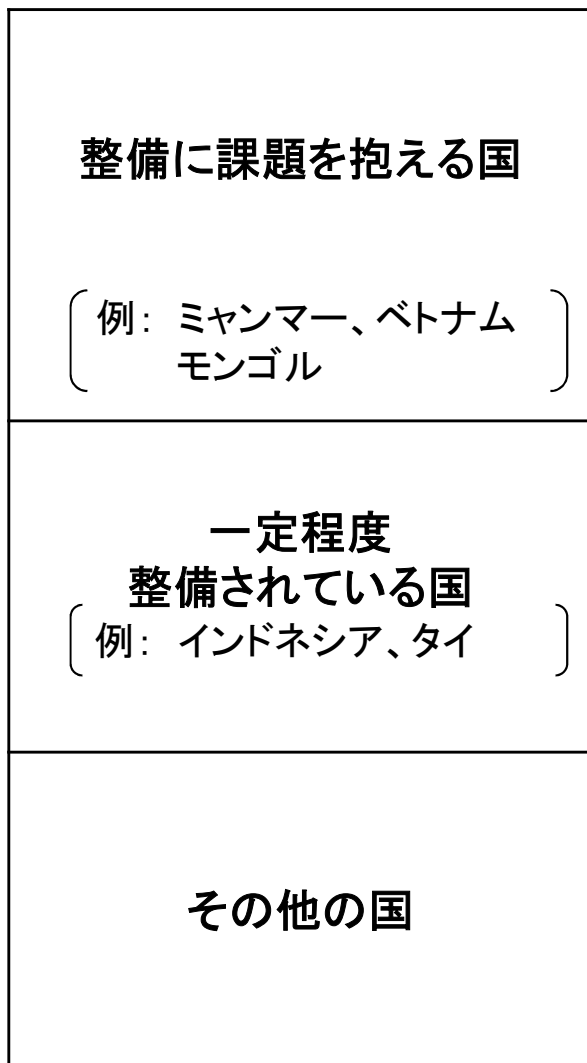
第二 一. 5-2 (3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

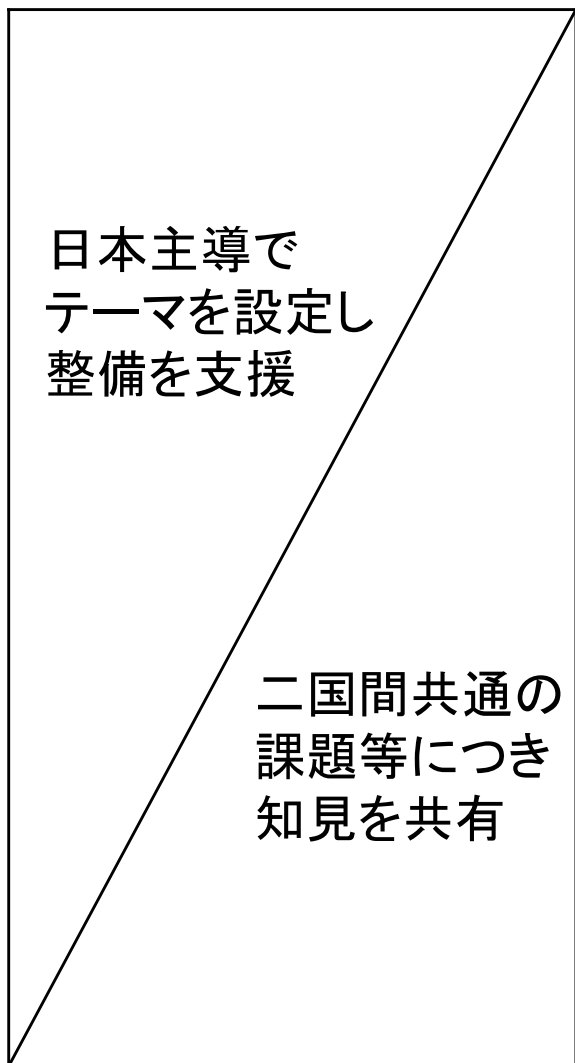
①国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- ・ アジアに進出する日系企業等に向け現地通貨の安定的な調達や円滑な資金決済を確保するため、日本国債等を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進、民間事業者によるアジア域内のATM相互接続等を進める。また、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。

金融インフラの発展状況



支援のあり方



技術支援メニュー

制度基盤の整備支援

- ・ 法令制定
- ・ 監督・検査当局の能力強化
- ・ 中小企業の資金調達円滑化のための制度整備

具体的な金融インフラ支援

- ・ 決済システムのIT化
- ・ 証券取引所の設立
- ・ 損害保険料率算出団体の設立

知見・経験の共有

- ・ 金融行政の組織面の経験
- ・ 災害対応
- ・ 国際基準の設定

金融技術協力に係る覚書締結(書簡交換)の状況

モンゴル

銀行	モンゴル中央銀行	6月署名
証券	モンゴル 金融規制委員会 (FRC)	1月署名
保険		

ベトナム

銀行	ベトナム国家銀行	6月署名
証券	ベトナム 国家証券委員会	3月署名
保険	ベトナム財政省	6月署名

ミャンマー

証券	ミャンマー財務省	1月署名
保険		

フィリピン

銀行	フィリピン中央銀行	12月署名
----	-----------	-------

タイ

銀行	タイ中央銀行	5月署名
証券	タイ証券取引委員会	2月署名
保険	タイ保険委員会	8月署名
銀証保	タイ財務省	7月署名

インドネシア

銀行	インドネシア金融庁 (OJK)	6月署名
証券		2013年 10月署名
保険		

※署名は特に記載のない限り2014年に実施したもの

【目的】

- アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を共同研究、金融インフラ整備支援に活用
- 各国の金融規制当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献
- 国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信

【活動の内容】

- ・ 26年4月設置。同年7月より、アジア諸国等からの金融当局者(将来の当局幹部候補)を研究員として順次招聘。
- ・ 各研究員の関心分野に応じ、実務研修を含む、研修プログラムを提供。
- ・ 共同作業・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表するほか、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、実務にも活用。
- ・ 招聘プロセス、研修や研究を通じ、各国当局との関係を強化し、強固な協力関係を構築。

【受入れ実績】

- 26年7月以降、計15名がAFPACのプログラムを修了。27年5月現在、7名の研究員を受入中。
 - ・第一期研究員：ベトナム中銀1名、モンゴル証券当局2名（26年7月29日-11月28日）
 - ・第二期研究員：タイ中銀2名（26年10月21日-11月28日）
 - ベトナム証券当局1名（26年10月21日-27年1月14日）
 - モンゴル中銀・ミャンマー経済銀行・タイ証券当局各1名（26年10月21日-27年2月6日）
 - ・第三期研究員：カンボジア・ベトナム中銀各1名、ベトナム・モンゴル保険当局各2名（27年3月3日-）
 - タイ証券当局1名（27年4月13日-）
 - ・学生インターン（国内大学院に留学中の当局者）：タイ中銀2名、ベトナム財政省1名（26年9月16日-25日）
 - ・短期研修：ベトナム中銀3名（26年11月17日-21日）

【研修内容例】

- 最初の1ヶ月程度で、日本の金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基礎的な講義の受講と併せて、外部の関係機関や研究所等への訪問を実施。
- その後、各研究員の関心分野に応じて、以下のようなテーマ別研修、意見交換等の機会を提供。
 - （テーマ例）
 - ・ 金融機関の検査・監督
 - ・ 市場監視・不公正取引調査
 - ・ 金融市場インフラの仕組み、証券取引所や清算・振替機関等の業務概要 等

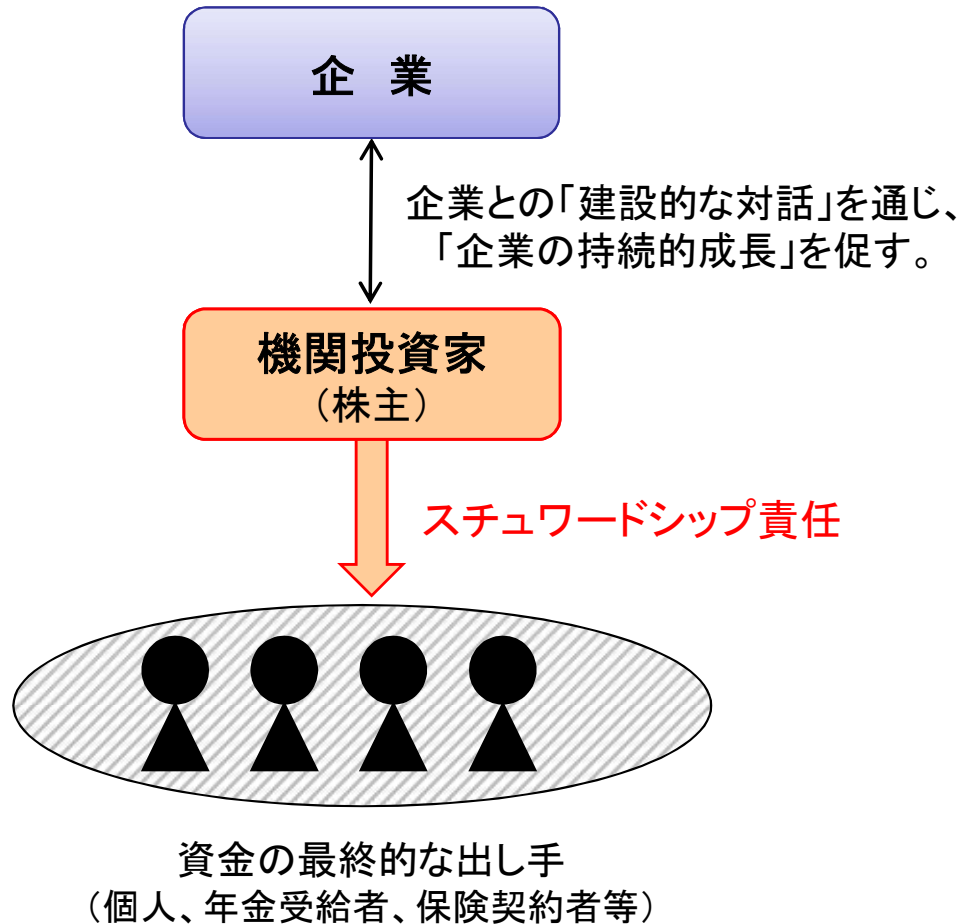
目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

スチュワードシップ・コード／コーポレートガバナンス・コードの概要

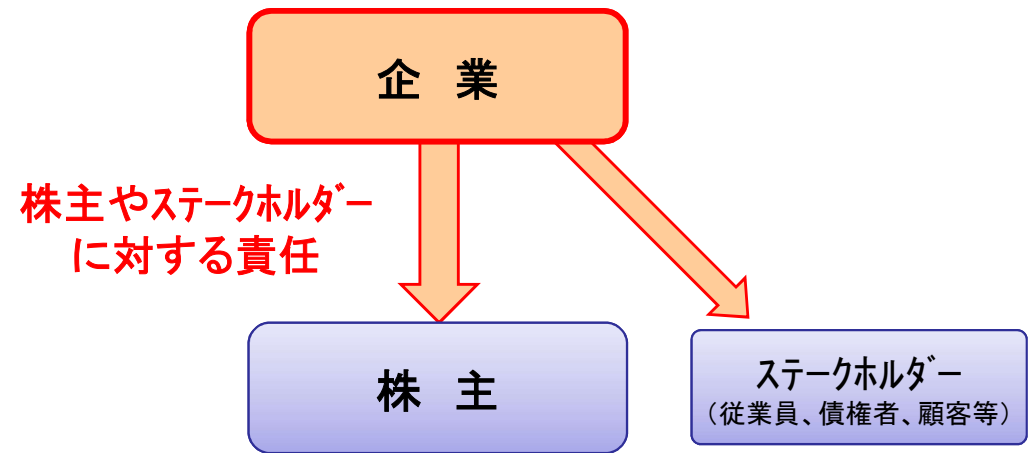
スチュワードシップ・コード

- ◆ 機関投資家の行動原則
- ◆ 資金の最終的な出し手(委託者)に対する責任



コーポレートガバナンス・コード

- ◆ 企業の行動原則
- ◆ 株主やステークホルダーに対する責任



改訂「日本再興戦略」(平成26年6月閣議決定)で策定を決定。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

経緯

- 「日本再興戦略」(平成25年6月)を受け、金融庁の「有識者検討会」が検討を進め、国内外からのパブリックコメントも踏まえ、平成26年2月、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を策定・公表。

枠組み

- 機関投資家が、各自の置かれた状況に応じて、対応できるような枠組みを設定(この点は英国コードと同じ)。
 - － 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。
ただし、金融庁でコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表(3ヶ月毎に更新)する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
- [受入れ表明の状況]

 - ・ 本年3月12日、本年2月末までにコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」(第4回)を公表。
計184にのぼる数多くの機関投資家が受入れを表明。
- － 機関投資家が取るべき行動について、詳細に規定するのではなく、「基本的な原則」を提示(“principles-based” approach)。
 - － 法令のように一律に義務を課するのではなく、機関投資家に対して、個別の原則ごとに、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法(“comply or explain” approach)を採用。

概要

機関投資家は、

1. 「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき(議案の主な種類ごとに整理・集計して公表)。
6. 顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うべき。

《「日本版コード」の主な特色》

- 日本の実情に応じたバランスの取れたコードとなるよう、
 - ・ 中長期的視点から企業価値及び資本効率を高め、「企業の持続的成長」を促すことが重要である旨を強調。
 - ・ 機関投資家と企業間の「建設的な対話」を重視。

「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家数

(平成27年2月末時点)

<p>コードの受入れを表明した機関投資家数 : 184 【第3回から<u>9</u>増加】</p>	
<p>内 訳</p>	<p>【業態別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託銀行等 : 6 【第3回から変動なし】 ・ 投信・投資顧問会社等 : 129 【第3回から<u>7</u>増加】 ・ 生命保険会社 : 17 【第3回から変動なし】 ・ 損害保険会社 : 4 【第3回から変動なし】 ・ 年金基金等 : 21 【第3回から<u>2</u>増加】 ・ その他（議決権行使助言会社他） : 7 【第3回から変動なし】
	<p>【国内外の別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦系機関投資家 : 107 【第3回から<u>5</u>増加】 ・ 外資系機関投資家 : 77 【第3回から<u>4</u>増加】 <p>（うち、海外本部から受入れを表明した機関投資家 : 30）</p> <p style="text-align: right;">【第3回から<u>3</u>増加】</p>

※ 第3回は平成26年11月末時点の計数。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（抄）

平成26年6月24日 閣議決定

第一 総論

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

(1) 企業が変わる

① 企業統治(コーポレートガバナンス)の強化

○「コーポレートガバナンス・コード」の策定

- ・ 持続的成長に向けた企業の自律的な取組を促すため、東京証券取引所が、新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。上場企業に対して、当該コードにある原則を実施するか、実施しない場合はその理由の説明を求める。

【来年の株主総会のシーズンに間に合うよう策定】

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンスの強化、リスクマネーの供給促進、インベストメント・チェーンの高度化

①「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

コーポレートガバナンスは、企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みである。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を諸原則の形で取りまとめることは、持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すことを通じ、企業、投資家、ひいては経済全体にも寄与するものと考えられる。

こうした観点から、上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECDコーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。このため、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”(原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか)を求めるものとする。

コーポレートガバナンス・コードの概要

- 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- 株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」**を通じた企業価値の向上を明記
- 中長期保有の株主は、会社にとって重要なパートナー**となり得る存在
⇒ 両者間の「**建設的な対話**」を充実

コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**」を求める手法（“Comply or Explain”）を採用。

【株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

- **株主の権利の実質的な確保**
⇒ 株主が総会議案の十分な検討時間を確保するための対応（**招集通知の早期発送等**）
- **株式の政策保有**
⇒ 保有に関する方針の開示、**経済合理性の検証に基づく保有のねらい・合理性の説明、議決権の行使についての基準の策定・開示**

【株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

- 社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**に適切に対応
- 社内における**女性の活躍促進を含む多様性の確保**の推進

【情報開示】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

- 経営理念や経営戦略、経営計画等に関する**主体的な情報発信**

【取締役会等】

取締役会は、会社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイクを支える環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ 本コードの内容は、「**意思決定過程の合理性**」の担保に資するものであり、会社の健全な**リスクテイク**を側面から支援。

- 持続的成長に資するような**独立社外取締役の活用**

⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を**2名以上**設置すべき

※ **自主的な判断により、3分の1以上**の独立社外取締役が必要と考える会社は、そのための取組み方針を開示。

【株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

- 株主との建設的な対話を促進するための**体制整備・取組み**

目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

「『日本再興戦略』改訂2014」(成長戦略)

3つのアクションプラン

➤ 日本産業再興プラン

- 立地競争力の更なる強化 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

- 新たに講ずべき具体的施策

- ・ 金融・資本市場の活性化 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮
東京市場におけるアジア各国通貨の調達環境の充実やクロスボーダー取引の活性化を通じ、国際金融センターとしての地位を確立するため、証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。また、日本の金融・資本市場へのアクセス向上のため、英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。

～中略～

内外の多様な資金調達・運用ニーズに対応するため、東証による上場インフラファンド市場の創設に必要な制度的手当てを年内に行うとともに、インフラファンドやヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。

～中略～

「『日本再興戦略』改訂2014」(成長戦略)

3つのアクションプラン

➤ 日本産業再興プラン

● 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

○ 新たに講ずべき具体的施策

・ ベンチャー支援

ベンチャー支援については、より効果的で、従来の取組にない施策を実行することが必要である。

「ベンチャー創造協議会(仮称)」等による大企業の巻き込み

ベンチャー企業そのものに焦点を当てた施策、大学発ベンチャー支援などの従来の施策のみならず、既存企業を含めた日本経済全体での挑戦を推進するため、以下の施策を講ずる。

～中略～

クラウドファンディングを活用した地域資源活用型ベンチャー等の起業支援モデルの検討

～中略～

リーマンショック(2008年9月)
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン～)
危機防止のための金融規制改革の推進

1. G20ブリスベン・サミット首脳宣言(2014年11月)(抜粋)

「我々は、金融危機に対応して我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成した。」
「現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施することである。」

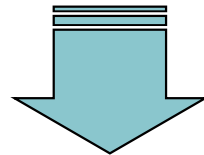
2. 主な取組み

- ① 強じんな金融機関の構築(バーゼルⅢ)
- ② 大き過ぎて潰せない問題の終結(システム上重要な金融機関への対応)
- ③ シャドバンキングによるリスクへの対処
- ④ デリバティブ市場の安全性の確保

※ 2015年議長国はトルコ(11月にアンタルヤでサミット開催予定)、2016年議長国は中国

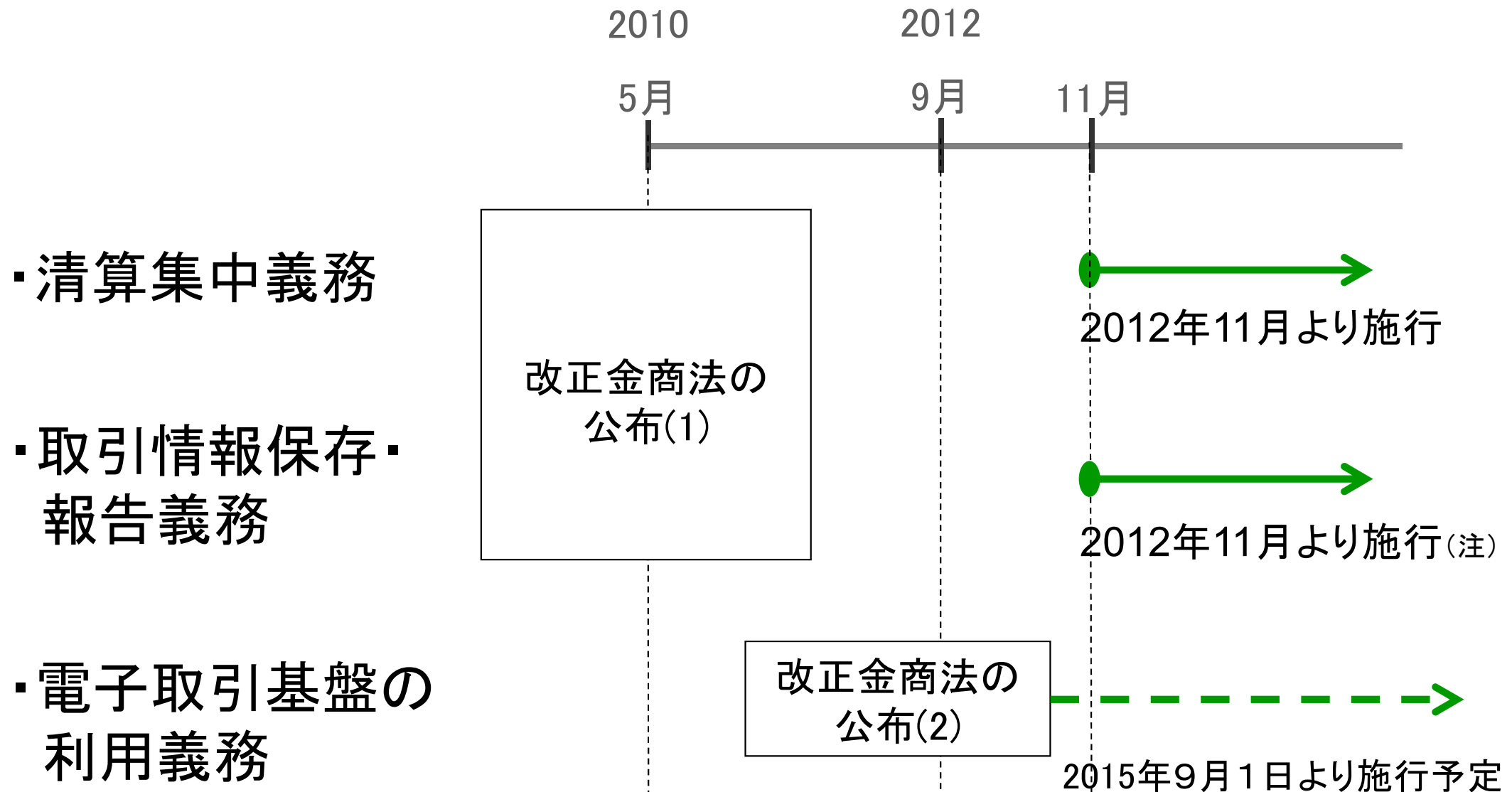
店頭デリバティブ市場改革の経緯

- 2009年9月：G20ピッツバーグ・サミット
 - ① 標準化された店頭デリバティブ取引について、2012年末までに
 - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤(ETP)を通じた取引
 - b) 中央清算機関（CCP）を通じた決済
 - ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関(TR)への報告等 の実施を通じて、
デリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき定期的に評価することを要請する。
- 2011年11月：G20カンヌ・サミット
 - 2012年6月までに、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定するよう求める。



上記合意を受け、各国において、店頭デリバティブの制度整備が現在進行中

我が国における店頭デリバティブ規制改革



(注) 2012年11月より保存義務を実施(報告は2013年4月より開始)

2014年5月より金融商品取引業者等から報告を受けた店頭デリバティブ取引情報の集計結果を公表

目次

1. はじめに
2. NISAの普及促進
3. アジアの金融インフラ整備支援
4. より良いコーポレートガバナンスの推進
5. わが国市場の活性化、アクセスの向上
6. おわりに

